

基幹相談支援センター

設置できる者

- 市町村
- 市町村が委託する者
(社会福祉法人、NPO等)

※設置するかどうかは市町村の任意

《基幹相談支援センター》

○身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

相談支援の見直しについて

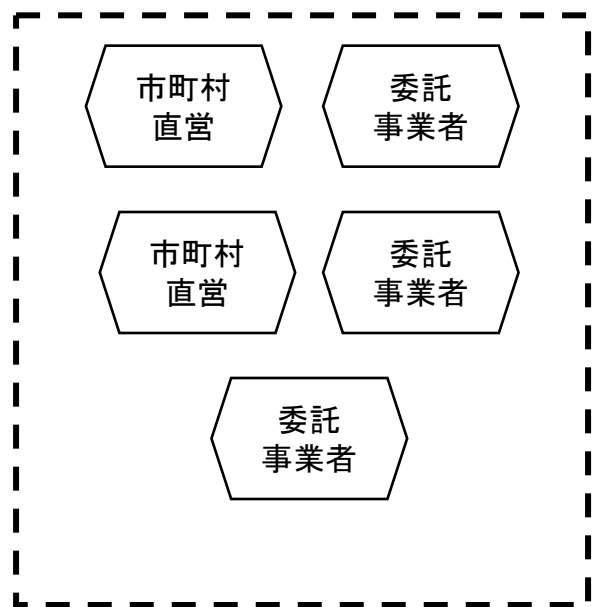
一般的な相談支援

- 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う。
- 市町村の直営の場合と、事業者に委託して実施する場合がある。
(全部又は一部を委託している市町村が78%)

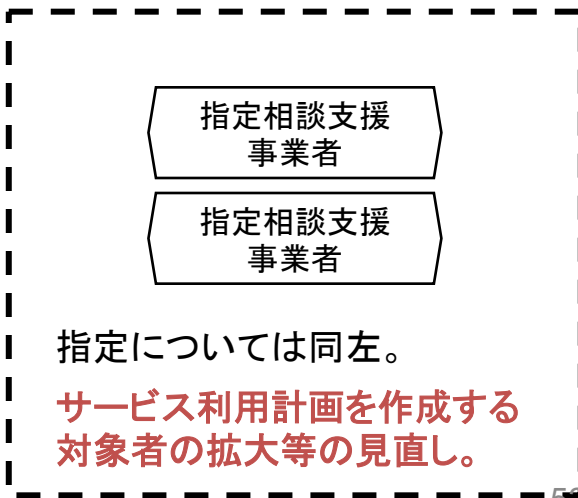
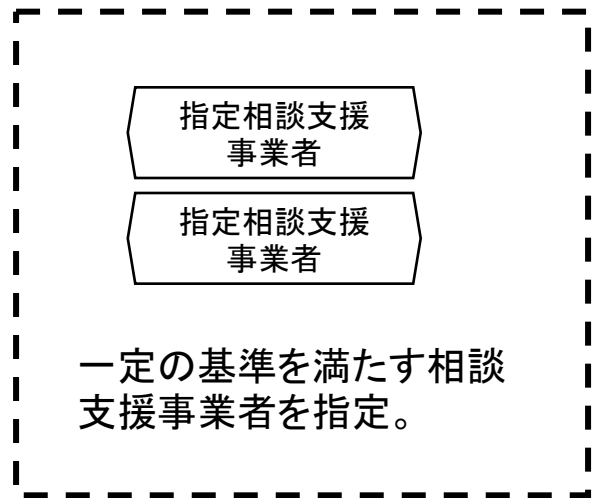
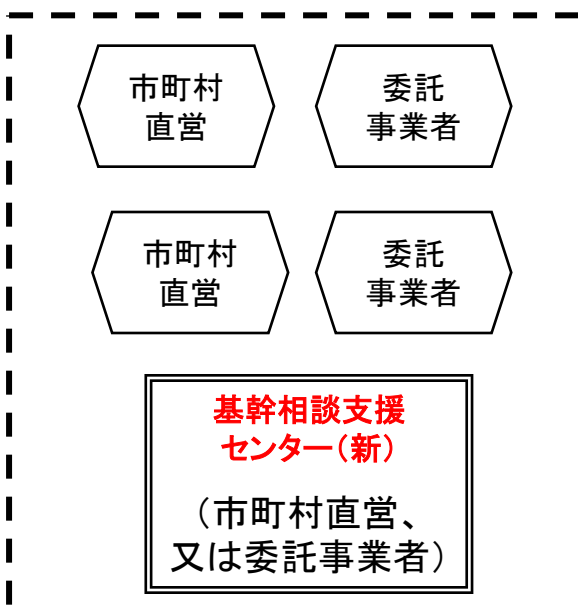
サービス利用計画作成

- 個々の障害者が必要とする障害福祉サービスの利用計画を作成する。

現 行



見直し後



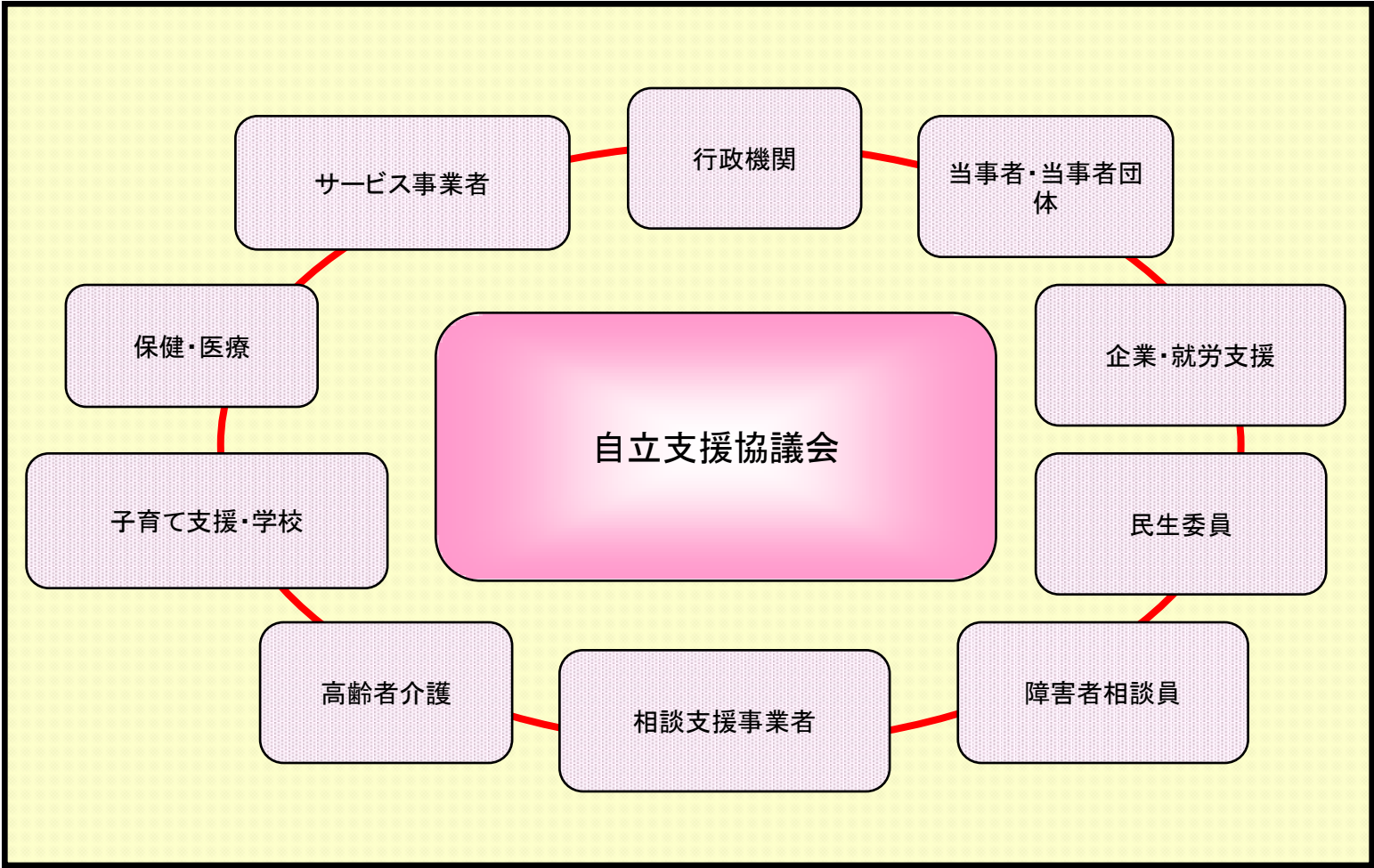
自立支援協議会について

- 障害者の生活を支援してゆくためには、障害福祉サービス事業者や、教育や就労を含め、関係者が地域の支援体制の整備について連絡、協議を行うことが重要。
- 地域の障害者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の整備を図ることが必要。
(地域づくりの核)
 - 各地域の障害福祉計画に反映させる。
 - ※ 自立支援協議会に、施設入所の判定をさせる等の権限を持たせることを意図したものではない。
 - ※ 地方障害者施策推進協議会等との連携など、市町村の実情に応じた設置・運営方法を可能とする。

(参考)

- ・ 19年12月の与党PT報告「地域自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化」を受け、社会保障審議会でも「法律上の位置付けを明確にすべき」とされている。
- ・ 自治体からも法定化すべきとの意見が寄せられている。

自立支援協議会を構成する関係者



地域移行支援・地域定着支援について

1. 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

2. 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

(参考)

- ・ 社会保障審議会でも、地域における自立した生活の支援のためにこれらの支援を自立支援給付の対象とすべきとされている。